

官報

号外 昭和四十年八月十日

第四十九回国衆議院會議録 第六号

昭和四十年八月十日(火曜日)

午後二時 本會議

○本日の會議に付した案件

旧軍港市固有財産処理審議會委員任命につき同意を求めるの件
母子保健法案(第四十八回国会、内閣提出)

午後二時六分開議
○副議長(田中伊三次君) これより會議を開きます。

旧軍港市固有財産処理審議會委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(田中伊三次君) おはかりいたします。

内閣から、旧軍港市固有財産処理審議會委員に荒井誠一郎君、江澤省三君、榎田光男君、田中治彦君、佃正弘君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

母子保健法案(第四十八回国会、内閣提出)

○海部俊樹君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、第四十八回国会、内閣提出、母子保健法案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中伊三次君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。

母子保健法案を議題といたします。

母子保健法案

右国会に提出する。

昭和四十年二月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

母子保健法

目次

第一章 總則(第一条—第八条)

第二章 母子保健の向上に関する措置(第九条—第二十一条)

第三章 母子保健施設(第二十二条)

第四章 雑則(第二十三条—第二十六条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(母性の尊重)

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

(乳幼児の健康の保持増進)

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

(母性及び保護者の努力)

第四条 母性は、みずからすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行なう者、後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 この法律において「新生児」とは、出生後二十八日を経過しない乳児をいう。

6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

(児童福祉審議会の権限)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条に規定する児童福祉審議會は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、中央児童福祉審議會は厚生大臣の、都道府県児童福祉審議會は都道府県知事の、市町村児童福祉審議會は市町村長の諮問にそれぞれ答へ、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

(保健所と市町村の関係)

第八条 都道府県の設置する保健所の長は、その管轄する区域に係る市町村長が行なう母子保健に関する業務について、必要な協力を行なわなければならない。

第二章 母子保健の向上に関する措置

(知識の普及)

第九条 市町村長は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に關し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行なう等により、母子保健に關する知識の普及に努めなければならない。

2 市町村長は、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦又は栄養士のうちから任命した非常勤の職員に前項の業務を行なわせることができる。

(保健指導)

第十条 市町村長は、妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に關し、必要な保健指導を行ない、又は医師、歯科医師、助産婦若しくは保健婦について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第十一条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行なわれるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

(健康診査)

第十二条 市町村長は、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行なわなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは乳児に対して、健康診査を行ない、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

(栄養の摂取に関する援助)

第十四条 市町村(特別区を含む。以下第二十一条第四項及び第二十二條において同じ。)は、妊娠婦又は乳児若しくは乳児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、すみやかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(母子健康手帳)

第十六条 市町村長は、妊娠の届出をした者に対して、厚生省令の定めるところにより、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊娠婦は、医師、歯科医師、助産婦又は保健婦について、健康診査又は保健指導を受けたときは、そのつど、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 前二項に定めるもののほか、母子健康手帳に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(妊産婦の訪問指導等)

第十七条 市町村長は、第十三条の規定による健康診査の結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産婦、保健婦又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行なわせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診察を受けることを勧奨するものとする。

2 都道府県又は保健所を設置する市は、妊娠婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診察を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(低体重児の届出)

第十八条 体重が二千五百グラム以下の乳児が生じたときは、その保護者は、すみやかに、厚生省令で定める事項を、その乳児の現在地を管

轄する保健所長に届け出なければならない。

(未熟児の訪問指導)

第十九条 保健所長は、その管轄する区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

(養育医療)

第二十条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、養育のため病院又は診療所に収容することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行ない、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

4 養育医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。)に委託して行なうものとする。

5 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6 児童福祉法第二十一条及び第二十一条の九第六項から第八項までの規定は、指定養育医療機

関について、同法第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給付について、同法第二十一条の五の規定は、養育医療に要する費用について準用する。この場合において、同法第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は保健所を設置する市」と読み替へるものとする。

(費用の支弁等)

第二十一条 前条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用は、当該都道府県の支弁とし、同条の規定により保健所を設置する市の市長が行なう措置に要する費用は、当該市の支弁とする。

2 国は、政令の定めるところにより、都道府県又は保健所を設置する市が前項の規定により支弁する費用の十分の八を負担するものとする。

3 第一項の規定により養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の市長は、当該措置に要する費用を、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)から徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

4 第十条の規定による保健指導又は第十三条の規定による健康診査に要する費用を支弁した市町村の市長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

5 前二項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に嘱託することができる。

6 第三項及び第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるとき

は、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第三章 母子保健施設

第二十二條 市町村は、必要に応じ、母子健康センターを設置するように努めなければならない。

2 母子健康センターは、母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行ない、又はこれらの事業にあわせて助産を行なうことを目的とする施設とする。

第四章 雑則

(非課税)

第二十三條 第二十條の規定により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(差押えの禁止)

第二十四條 第二十條の規定により金品の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、差し押えることができない。

(再審査請求)

第二十五條 保健所を設置する市の市長が第二十條の規定によつてした処分に係る審査請求について、都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができ

(大都市の特例)

第二十六條 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若し

くは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(養育医療の給付に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前に、この法律の施行後の期間にわたつて、附則第五條の規定による改正前の児童福祉法第二十一條の四第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十二條第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に附則第五條の規定による改正前の児童福祉法第二十一條の五第一項の規定により指定された指定養育医療機関は、第二十二條第五項の規定により指定された指定養育医療機関とみなす。

(母子健康手帳に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前に附則第五條の規定による改正前の児童福祉法第二十條の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六條第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第四條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の十九第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 母子保健に関する事務

(児童福祉法の一部改正)

第五條 児童福祉法の一部を次のように改正す

る。

第十八條の三第一号及び第二号中「及び妊娠婦」を削る。

第十九條を次のように改める。

第十九條 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。

保健所長は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童(身体に障害のある十五歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。)につき、同法第十六條第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十九條の二を削る。

第二十條を次のように改める。

第二十條 都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)の給付を行ない、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限り、これを行なうことができる。

育成医療の給付は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

育成医療の給付は、厚生大臣が身体障害者福祉法第十九條の二第一項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定育成医療機関」という。)に委託してこれを行なうものとする。

第二十條の二から第二十一條の五までを削り、第二十一條の六中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に、「養育医療」を「育成医療」に改め、同条を第二十一條とする。

第二十一條の七第一項中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一條の二とする。

第二十一條の八第一項から第四項までの規定中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十一條の三とする。

第二十一條の九中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十一條の四とする。

第二十一條の十中「第二十一條の四第一項」を「第二十一條の二」に、「第二十一條の七」を「第二十一條の二」に、「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一條の五とする。

第二十一條の十一及び第二十一條の十二を削る。

第二十一條の十三を第二十一條の六とする。

第二十一條の十四を第二十一條の七とする。

第二十一條の十五中「第二十一條の十三第一項」を「第二十一條の六第一項」に改め、同条を第二十一條の八とする。

第二十一條の十六第二項中「第二十一條の十二第三項」を「第二十二條第三項」に改め、同条第六項を次のように改める。

指定養育機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第二十一條の十六中第七項を削り、第六項の次に次の三項を加え、同条を第二十一條の九とする。

指定養育機関が第五項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、第九項において準用する第二十一條の規定に違反

したとき、その他指定療育機関に第二項第一号の医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該療育機関の開設者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第二十一条の規定は、指定療育機関について、第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、第二項第一号の医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、第二十一条中「育成医療」とあるのは、「第二十一条の九第二項第一号の医療」と読み替へるものとする。

第五十条第四号から第五号の二までを削り、同条第五号の三中「第二十一条の十二」を「第二十条」に改め、「第二十一条の十二」を「第二十一条の六」に改め、同条を同条第四号とし、同条第五号の四中「第二十一条の十六」を「第二十一条の九」に改め、同条を同条第五号とする。

第五十一条第二項を削る。

第五十二条中「第五十条第四号の二及び前条第二項第二号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その三分の一を、」を削り、「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改める。

第五十三条中「第一項第三号」を「第三号」に改める。

第五十三条の二中「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

第五十四条中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第二号」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二から第七号まで」を「第五十条第四号から第七号まで」に、「第五十条第五号の二」に規定する費用について、養育医療の給付を行った場合における当該措置に要する費用、同条第五号の三」を「第五十条第四号」に、「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改め、「(保健所を設置する市の市長にあつては、第五十一条第一項第一号及び第二項第四号に規定する費用)を削る。

第五十九条中「保健所を設置する市の市長が第二十条の二若しくは第二十一条の四の規定によつてした処分、特別区の区長が第二十条の二の規定によつてした処分、」を削る。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に關しては、前条の規定による同法の改正にかかわらず、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第七條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條 第八号中「及び健康診査」を削る。

第八條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十三條 第二項中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の八第三項(同法第二十一条の十二第五項及び第二十一条の十六第六項において準用する場合を含む。)」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の三第三項(同法第二十一条の九第九項及び母子保健法(昭和四十年法律第百二十号)第二十条第六項において準用する場合を含む。)」に、「児童福祉法第二十一条の八第四項(同法第二十一条の十二第五項及び第二十一条の十六第六項において準用する場合を含む。)」を「児童福祉法第二十一条の三第四項(同法第二十一条の九第九項及び母子保健法第二十条第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に係る診療報酬に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條 第五十六号中「養育医療」を削り、「同法第二十一条の十六第二項第二号」を「同法第二十一条の九第二項第一号」に改め、同条中第五十六号の二を第五十六号の三とし、第五十六号の次に次の一号を加える。

第五十六の二 母子保健法(昭和四十年法律第百一十号)の定めるところにより、養育医療に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第十三條 第二号中「妊産婦」の下に「その他母性」を加える。

第二十九條 第一項の表中中央児童福祉審議会の項中「妊産婦」の下に「その他母性」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十一條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條 第二項中「児童福祉法第二十一条の十二」を「児童福祉法第二十条」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條 第十四第一項ただし書中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の下に、母子保健法(昭和四十年法律第百一十号)を加える。

第七十二條 第十七第一項ただし書中「身体障害者福祉法」の下に、「母子保健法」を加える。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前条の規定による改正後の地方税法第七十二條の十四第一項ただし書及び第七十二條の十七第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條 第一号中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に、「母子保健法(昭和四十年法律第百一十号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正)

第十六條 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法(昭和三十九年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條 第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二條 第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 前条の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の規定は、昭和四十年度分

以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和三十九年度分の国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

理 由

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健の向上に關する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(田中伊三次君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長松澤雄蔵君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔松澤雄蔵君登壇〕

○松澤雄蔵君 ただいま議題となりました母子保健法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

従来、母性及び乳幼児の健康の保持、増進等については、児童福祉行政の一環として行なわれてまいりましたが、わが国における妊産婦の死亡率は先進諸国に比べていまなお高率を示し、乳幼児の死亡率、体位、栄養等についても地域差がいまだに縮小されない状況にありますので、本案は、母子保健に関する原理を明らかにし、健全な児童の出生及び育成の基盤となるべき母性保護に必要な措置を講じようとするもので、そのおもな内容について申し上げます。

まず第一に、従来児童福祉法において都道府県知事または保健所長の事務とされてきた妊産婦、乳幼児の保健指導等については、住民に密着した行政として市町村長が行なうべき事務とすること。

第二に、妊産婦及び乳幼児に対する栄養の摂取に關し、市町村が必要なる援助につとめること。

第三に、市町村長は、妊産婦の健康に應じ、保健指導を要する者には、医師、助産婦、保健婦等をして訪問指導を行なわせ、妊娠、出産に支障を及ぼすおそれのある疾病については、都道府県が必要なる援助につき努力すべきこと。

第四に、母子健康センターを設置するよう努力すること。

本案は、去る七月二十二日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案の実施に伴い、市町村は多額の経費負担が予想され、その受け入れ態勢が不十分と考えられるので、母子保健事業は、原則として都道府県知事がその実施に当たるものとするなど、修正を加えることを適当と認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

母子保健法案に対する修正案(委員会修正)

母子保健法案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第八条を次のように改める。

(市町村長の協力)

第八条 市町村長は、この法律に規定する都道府県知事の権限に属する母子保健に関する事務について、必要な協力をするものとする。

第九条第一項中「市町村長」を「都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長とする。以下次条から第十三条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項において同じ。)」に改め、同条第二項を削る。

第十条から第十三条まで中「市町村長」を「都道府県知事」に改める。

第十四条中「第二十一条第四項及び第二十二條」を「次条及び第二十二條」に改める。

第十五条を次のように改める。

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、厚生省令の定めるところにより、すみやかに、保健所を設置する市においては保健所長を経て市長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

2 市町村長(保健所を設置する市の市長を除く)は、前項の妊娠の届出を受理したときは、厚生省令の定めるところにより、すみやかに、その旨を保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。

第十六条第一項中「市町村長」を「都道府県知事(特別区の存する区域にあつては、特別区の区長)」に改める。

第十七条第一項中「市町村長」を「都道府県知事」に改める。

第十八条中「すみやかに、厚生省令で定める事項を、その乳児の現在地を管轄する保健所長」を「厚生省令の定めるところにより、すみやかに、その旨をその乳児の現在地の都道府県知事に改める。

第十九条第一項中「保健所長は、その管轄する市を都道府県知事は、その都道府県(保健所を設置する市の市長にあつては、その市)の」に改める。

第二十条第一項中「(保健所を設置する市にあつては、市長)」を削る。

第二十一条第一項を次のように改める。

都道府県知事又は保健所を設置する市の市長が行なう第十条の規定による保健指導、第十二条の規定による健康診査及び前条の規定による措置に要する費用は、それぞれ、当該都道府県又は当該市の支弁とする。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の規定により都道府県又は市が支弁する費用のうち、第十条の規定による保健指導及び前条の規定による措置に要する費用についてはその十分の八を、第十二条の規定による健康診査に要する費用についてはその三分の一を負担するものとする。

とする。

第二十一条第三項中「養育医療」を「前条の規定による養育医療」に改め、同条第四項中「第十条の規定による保健指導又は第十三条の規定による健康診査に要する費用を支弁した市町村」を「第一項の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した都道府県又は市」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(市町村長への委任)

第二十七条 都道府県知事は、政令の定めるところにより、この法律に基づきその権限に關する事務(第十九条の規定による未熟児の訪問指導及び第二十条の規定による養育医療の給付に關する事務を除く)を市町村長に委任することができる。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前項の規定により委任を受けて市町村長が行なう第十条の規定による保健指導及び第十二条の規定による健康診査に要する費用を負担するものとする。

3 国は、政令の定めるところにより、前項の規定により都道府県が負担した額のうち、第十条の規定による保健指導に係るものについてはその十分の八を、第十二条の規定による健康診査に係るものについてはその三分の一を負担するものとする。

附則第一条中「昭和四十年四月一日」を「公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

附則中第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十五条までを順次一条ずつ繰り上げる。

附則第十六条及び附則第十七条を次のように改める。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正)

第十五条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法(昭和

昭和四十年八月十日 衆議院會議録第六号 母子保健法案 朗読を省略した議長の報告

三十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 母子保健法(昭和四十年法律第 号)

第十二条の規定による健康診査に要する費用に対する同法第二十一条第二項の規定に基づく負担金

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 母子保健法第二十一条第二項

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の規定の適用については、昭和四十年四月一日以後この法律の施行の日の前日までに附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第十九条の二第一項の規定に基づいてした健康診査は、第十二条の規定に基づいてした健康診査とみなす。

第十六条 前条の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の規定の適用については、昭和四十年四月一日以後この法律の施行の日の前日までに附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第十九条の二第一項の規定に基づいてした健康診査は、第十二条の規定に基づいてした健康診査とみなす。

○副議長(田中伊三次君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中伊三次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○副議長(田中伊三次君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十一分散会

出席国務大臣

厚生 大臣 鈴木 善幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤井 勝志君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る七日、本院は参議院議員青柳秀夫君が海外移住審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る七日、本院は衆議院議員松山千恵子君、参議院議員柏原ヤス君及び同田中寿美君が究審対策審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る七日、本院は参議院議員青木一男君及び同大和与一君が在外財産問題審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る七日、本院は衆議院議員小淵恵三君、参議院議員鈴木強君及び同八木一郎君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る七日、本院は衆議院議員伊東正義君及び参議院議員温水三郎君が畜産物価格審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る七日、本院は参議院議員谷口慶吉君が甘味資源審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

(応召議員)

一、昨九日、召集に応じた議員は次の通りである。

兵庫県第一区選出 砂田 重民君

(理事補欠選任) 昨九日、懲罰委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 赤城 宗徳君(理事藤山愛一郎君去る六月三日委員辞任につきその補欠)
理事 田中 角榮君(理事三木武夫君去る六月三日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任)
一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

加藤 高藏君 野田 卯一君

地方行政委員

大蔵委員 田村 良平君

文教委 竹本 孫一君

社会労働委員 川崎 秀二君

農林水産委員 大坪 保雄君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員 中川 一郎君

農林水産委員

池田 清志君

池田 勇人君

運輸委員 高橋 禎一君

懲罰委員 池田 勇人君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

池田 清志君

横路 節雄君 佐々木良作君

決算委員
横路 節雄君 永井勝次郎君
中井徳次郎君 山田 長司君
森本 靖君 栗原 俊夫君
一、昨九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員
岸 信介君 森下 元晴君

大蔵委員
山口喜久一郎君 西岡 武夫君

文教委員
正力松太郎君 橋本龍太郎君

社会労働委員
西岡 武夫君 山口喜久一郎君

農林水産委員
池田 勇人君 湊 徹郎君
池田 清志君 藤田 義光君

運輸委員
松村 謙三君 高橋 禎一君

懲罰委員
池田 清志君 森下 元晴君
橋本龍太郎君 高橋 禎一君

池田 勇人君 松村 謙三君
正力松太郎君 岸 信介君

(特別委員辞任)
一、昨九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
岡崎 英城君 佐藤 孝行君
橋本龍太郎君 山村新治郎君

(特別委員補欠選任)
一、昨九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
橋本龍太郎君 山村新治郎君
岡崎 英城君 佐藤 孝行君

(条約送付)
一、去る七日、参議院に送付した条約は次の通り

昭和四十年八月十日 衆議院会議録第六号 朗読を省略した議長の報告

である。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和四十年年度一般会計補正予算(第一号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十年八月十日 衆議院會議録第六号

一〇六

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料共)

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大)